「郡上市郡上満喫体験型観光利用割引事業」の流れ

①登録申請
（体験型観光事業者）

体験型観光事業者は、割引対象となる体験商品（インストラクター等の指導による体験メニュー）を登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）により市に事前申請する。

↓

②登録の決定
（郡上市）

市は、体験型観光事業者より提出された登録申請書等により登録の可否を審査し、登録決定通知書（様式第3号）にて体験型観光事業者に通知する。

↓

③体験予約
（体験利用者）

体験利用者は、利用を希望する体験施設（体験型観光事業者）に連絡し、体験メニュー、利用日、利用人数等の予約する。（予約が必要な場合）

④割引クーポン申請
（体験利用者）

体験利用者は、郡上市観光連盟HP（TABITABI郡上）に設置された取得フォームにより割引クーポンの申請を行う。

※クーポン申請のみでは、体験の予約はできません。予約が必要な体験は、必ず体験施設に直接予約を行う必要があります。
※予約日の変更があった場合は、必ず再度割引クーポン申請を行ってください。

↓

⑤割引クーポン発行
（郡上市観光連盟）

郡上市観光連盟は、体験利用者の申請を受理したのち、割引クーポンの発行（自動返信メールの送信）を行う。

↓

⑥体験・クーポン利用
（体験利用者）

体験利用者は、体験施設に行き、窓口等で割引クーポン（返信メール）を提示し、利用名簿に必要事項を記入したのち、対象体験を楽しむ。

↓

⑦交付申請兼実績報告
（体験型観光事業者）

体験型観光事業者は、交付申請書兼実績報告書（様式第4号）及び利用者名簿（様式第5号）等により、市に提出する。

↓

⑧交付決定・支払い
（郡上市）

市は、体験型観光事業者より提出された関係書類を審査し、交付決定の可否、交付金額を体験型観光事業者に通知するとともに、交付確定額を支払う。